

旭川小学校及び愛宕東小学校に関連する学校、旭川第5小学校の 通学区域の見直しについて（決定）


令和2年12月25日現在

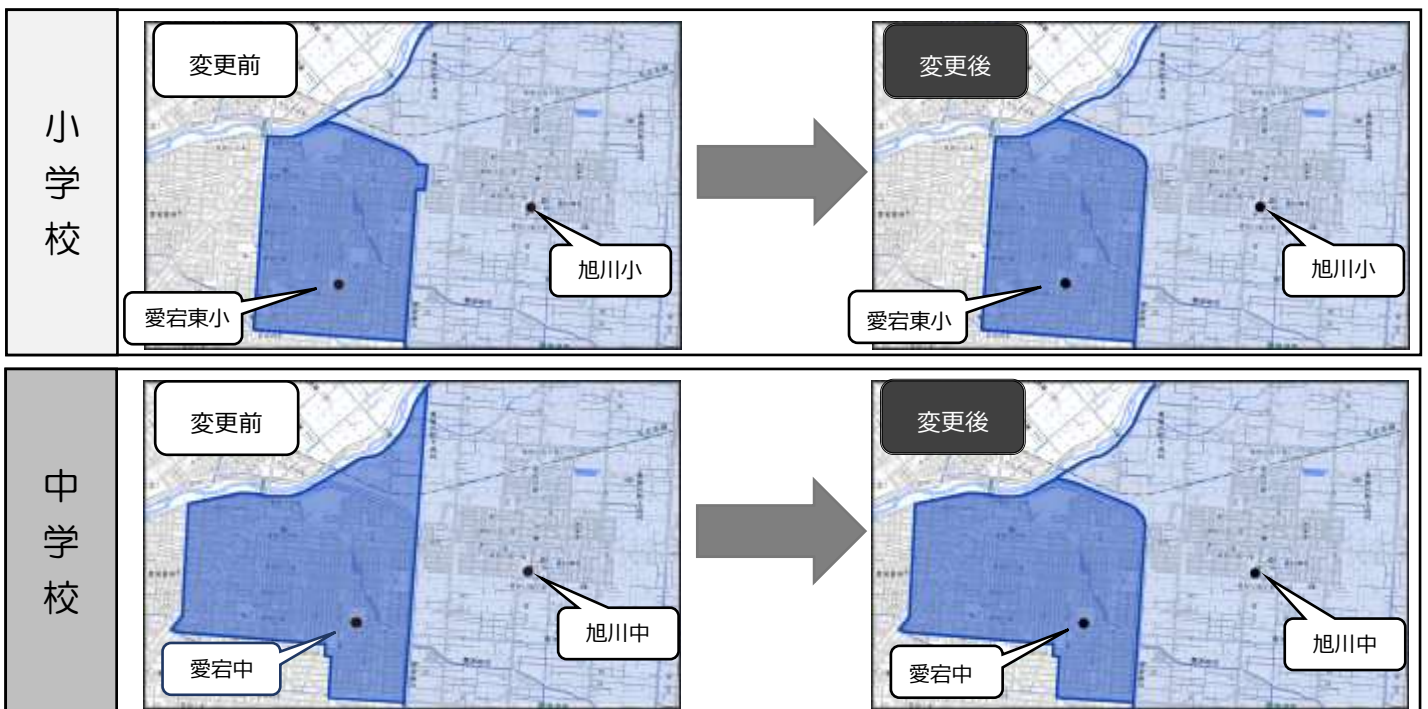
小学校卒業後の進学先中学校が複数に分かれる状況を解消するため、旭川小学校と愛宕東小学校、旭川小学校と旭川第5小学校の通学区域の境界線、旭川中学校と愛宕中学校の通学区域の境界線を変更しました。

通学区域の境界線の変更は、教育委員会会議での審議を経て「旭川市小、中学校通学区域設定規則」の一部改正により、決定しました。

1 旭川小学校及び愛宕東小学校に関連する学校の通学区域の見直し 変更日：令和3年4月1日

旭川小学校及び愛宕東小学校の卒業生の進学先中学校が、それぞれ旭川中学校と愛宕中学校に分かれる状況を解消するため、旭川小学校と愛宕東小学校の通学区域の境界線、旭川中学校と愛宕中学校の通学区域の境界線を変更しました。

令和3年4月1日以降に小学校及び中学校に入学するお子さんについては、次ページの表【指定学校が変更となる区域の住所別指定学校】の  内の学校（通学区域変更後の指定学校）が、入学学校として指定されます。



現在通学中の小・中学生

令和2年度現在、小・中学校に通学しているお子さん（現在の小学校1年生～5年生、中学校1～2年生）については、通学する学校は変わりません。卒業まで引き続き現在通っている学校に通学します。

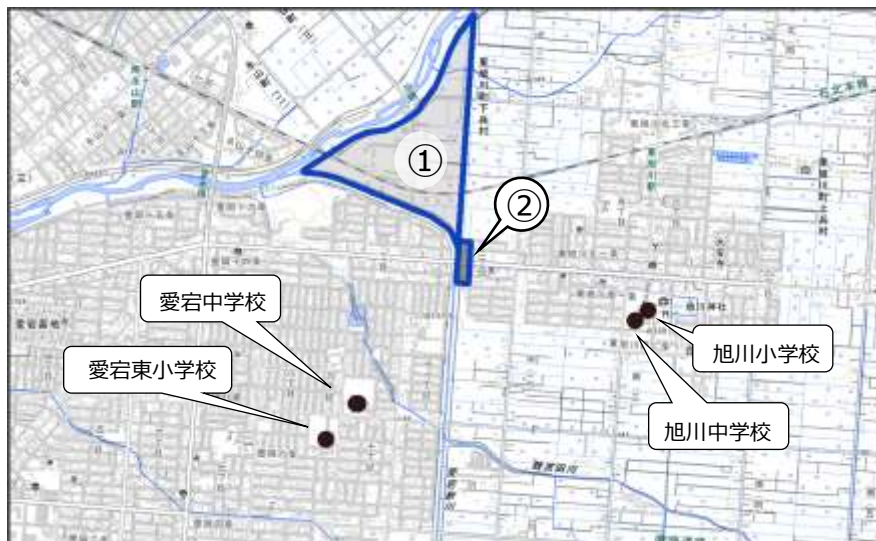
経過措置（令和3年4月1日以降に小・中学校に入学する場合）

令和3年3月31日以前から入学までの間、次ページ、住所別指定学校の表の区域 ①、② に引き続いて住所があるお子さんは、希望する場合、現在の指定学校（変更前の指定学校）に入学できます。

【注】変更手続が必要です。

住所別指定学校，経過措置一覧

【区域図】



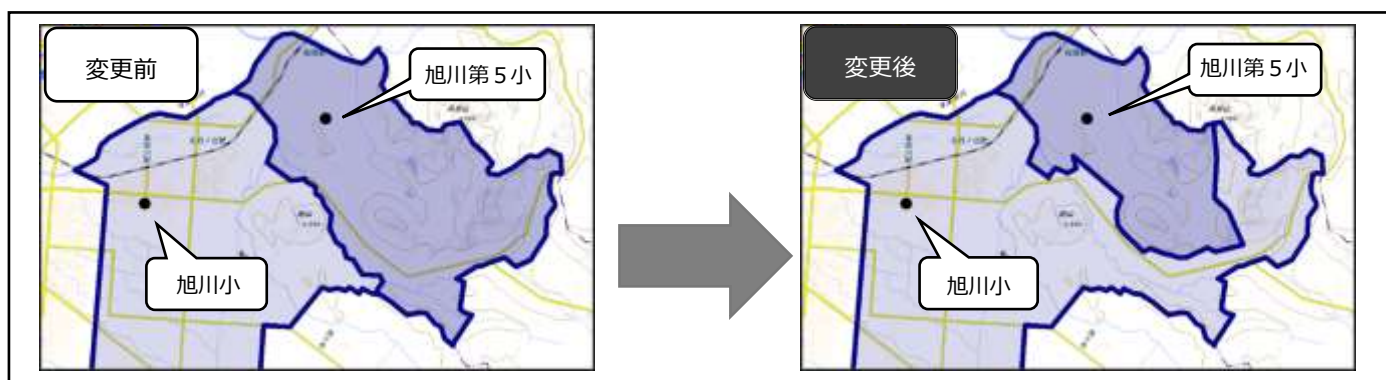
指定学校が変更となる区域の住所別指定学校					
区 域	住 所	現在の指定学校 (令和3年3月31日まで)		通学区域変更後の指定学校 (令和3年4月1日から)	
		小学校	中学校	小学校	中学校
①	東旭川町下兵村の一部 (1番地～206番地) ※ただし、111番地～117番地を 除く。	旭川小	愛宕中	旭川小	旭川中
②	東旭川北1条2丁目3番の一部 (愛宕新川以東) 東旭川南1条2丁目3番・4番の一部 (愛宕新川以東)	愛宕東小	旭川中	旭川小	旭川中

変更部分：

経過措置設定区域						
区 域	現在の指定学校 (令和3年3月31日まで)		通学区域変更後の指定学校 (令和3年4月1日から)		経過措置で入学可能な学校 (令和3年3月31日以前から入学までの間、 ①、②の区域に引き続いて住所がある児童生徒)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
①	旭川小	愛宕中	旭川小	旭川中		愛宕中
②	愛宕東小	旭川中	旭川小	旭川中	愛宕東小	

旭川第5小学校の卒業生の進学先中学校が桜岡中学校と旭川中学校に分かれる状況を解消するため、旭川第5小学校の通学区域の内、旭川中学校の通学区域となっている区域（旧旭川第4小学校の通学区域）を旭川小学校の通学区域に変更しました。

令和3年4月1日以降に小学校に入学するお子さんについては、次ページの表【旭川第5小学校通学区域の住所別指定学校】の 内の学校（通学区域変更後の指定学校）が、入学学校として指定されます。



現在通学中の小学生

令和2年度現在、小学校に通学しているお子さん（現在の小学校1年生～5年生）については、通学する学校は変わりません。卒業まで引き続き現在通っている学校に通学します。

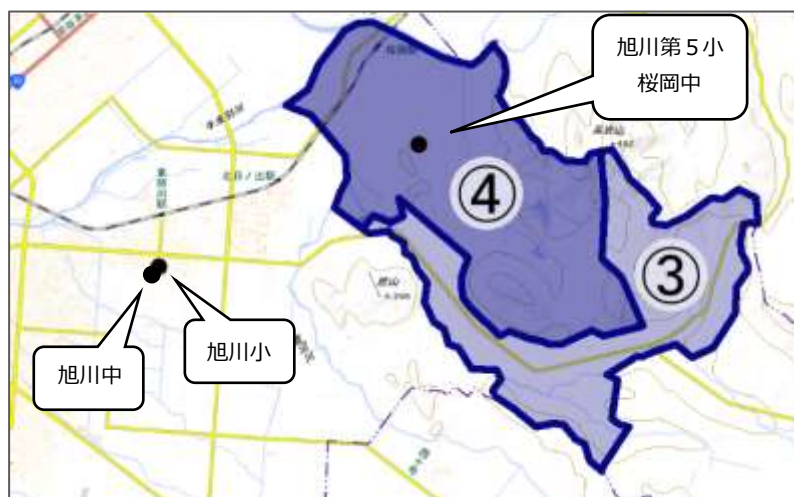
経過措置（令和3年4月1日以降に小学校に入学する場合）

令和3年3月31日以前から小学校入学までの間、次ページ、住所別指定学校の表の区域③に、引き続いて住所があるお子さんは、希望する場合、旭川第5小学校に入学できます。

【注】変更手続きが必要です。

住所別指定学校、経過措置一覧

【区域図】



旭川第5小学校通学区域の住所別指定学校

区 域	住 所	現在の指定学校 (令和3年3月31日まで)		通学区域変更後の指定学校 (令和3年4月1日から)	
		小学校	中学校	小学校	中学校
③	東旭川町豊田の以下の番地 10番地～13番地, 16番地～715番地 東旭川町米原の以下の番地 46番地～110番地, 541番地～620番地, 1605番地, 1606番地の1～6, 1607番地の1～6, 1608番地の7～10, 1609番地の1～4, 1610番地, 1611番地の1～8, 1612番地, 1613番地の1～3, 1614番地の1～3, 1615番地, 1616番地の1～7, 1617番地の1～5, 1640番地の6, 1641番地の23～31, 1642番地の1～8, 1642番地の25, 1643番地の1～3, 1645番地 《旧旭川第4小学校の通学区域》	旭川第5小	旭川中	旭川小	旭川中
④	東旭川町桜岡 東旭川町東桜岡 東旭川町豊田の以下の番地 1番地～9番地, 14番地～15番地	旭川第5小	桜岡中	旭川第5小	桜岡中

※④の住所は、指定学校の変更はありません。

変更部分：

※旭川第5小学校は、特認校ですので、引き続き通学区域外に住所がある児童も通学できます。

(就学学校変更手続きが必要です。)

経過措置設定区域

区 域	現在の指定学校 (令和3年3月31日まで)		通学区域変更後の指定学校 (令和3年4月1日から)		経過措置で入学可能な学校 (令和3年3月31日以前から入学までの間, ③の区域に引き続いて住所がある児童生徒)	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
③	旭川第5小	旭川中	旭川小	旭川中	旭川第5小	

【お問合せ先】

- ◇通学区域の見直し・経過措置に関すること
- ◇転校・入学学校指定変更に関すること

旭川市教育委員会 学校教育部
教育政策課 ☎ 25-7534
学務課 ☎ 25-7564